害者リハビリテーションセンター自立支援局国立福祉型障害児入所施設の項中「課長」を「次長　課長」に改め、同部地方厚生局の項中「予算係長」を「人事係長　予算係長」に改め、同部四国厚生支局の項中「庶務係長」を「予算係長　庶務係長」に改め、同部都道府県労働局の項中「訓練室長　地方賃金指導官（賃金室の業務を総括する者に限る。）」を「賃金室長」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「食品表示調整室長」を削り、「農薬対策室長」を「農薬対策室長　飼料安全・薬事室長」に、「生産資材対策室長」を「生産資材対策室長　肥料調整官」に改め、同部地方農政局の項中「経営政策調整官」を「農産政策調整官　経営政策調整官」に改め、同部北海道農政事務所の項中「食品企業調整官」を「食品企業調整官　農産政策調整官」に改める。

別表林野庁の部内部部局の項中「山地災害対策室長」を「山地災害対策室長　保安林・盛土対策室長」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「国際投資管理室長」を「国際投資管理室長　経済安全保障国際戦略企画官」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「自動車登録管理室長」を「自動車登録管理企画室長」に改め、同部国土地理院の項中「地理空間情報企画室長」を削り、「研究企画官」を「技術政策企画官」に改め、「職員団体」の下に「又は庁舎管理」を加え、同部北海道開発局の項中「福利厚生管理官」を「福利厚生管理官　職員企画官」に、「上席開発事務専門官（人事、組織、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）　開発事務専門官（人事、組織、予算又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）　上席開発計画専門官（予算に関する事務を担当する者に限る。）　開発計画専門官（予算に関する事務を担当する者に限る。）」を「上席専門官（人事、組織、予算、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）　専門官（人事、組織又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）」に改め、同部開発建設部の項中「防災対策官」を削り、「農業環境保全対策官」を「農業環境保全対策官　特定業務対策官」に改め、同部地方航空局の項中「技術管理官　部次長　課長」を「統括空港連携調整官　空港連携調整官　技術管理官　部次長　課長　空港経営改革調整官　地域振興・環境調整官」に改める。

別表気象庁の部管区気象台の項中「部長」を「部長　防災調整官」に改め、同部沖縄気象台の項中「次長」を「次長　防災調整官」に改める。

別表会計検査院の部事務総局の項中「デジタル検査室長」を「情報通信検査室長」に改める。

別表備考第一項中「令和五年二月二十八日」を「令和五年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。